



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください



福島県消費者基本計画を策定しました

近年、消費者問題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者施策を推進することを目指し、今回、総合的かつ計画的な取組推進の前提として、福島県消費者基本計画を策定しました。

本計画では、これまでの取組を一層加速させ、「県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者として、安心して豊かな消費生活を営むことができる、消費者被害のない安全で持続可能な社会の実現」を目指します。

この計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間です。

取組の柱

- 1 消費者被害の防止と救済
- 2 安全・安心な消費生活の確保
- 3 震災からの復興に向けた取組
- 4 消費者教育の推進



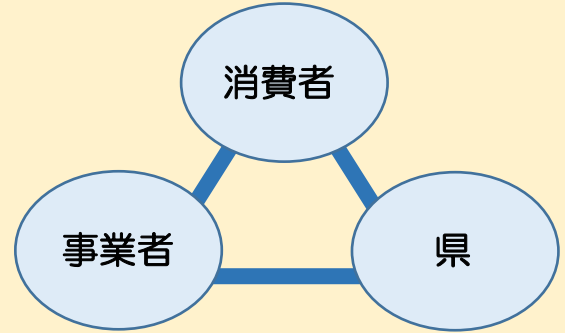
詳しい計画内容は、
こちらでご確認いただけます

[福島県消費者基本計画](#)

検索

各役割のイメージ図

消費生活に関する知識の修得、
情報収集、自主的・合理的な行動



消費者の安全、
取引の公正の確保

施策の策定、実施



令和3年度 福島県消費生活センター相談状況

住宅の修理工事や損害保険の申請代行サービスに関する相談件数が増加！

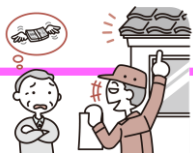
令和3年度の消費生活相談件数は、3,623件でした。前年度と比べ、642件減少しましたが、令和3年2月に発生した地震の影響もあり、住宅の修理工事や損害保険の申請代行サービスに関する相談が増加しました。このトラブルについて、次ページで詳しくご紹介します。



令和3年度商品別相談件数

1	商品一般	326件
2	相談その他	161件
3	工事・建築	135件
4	インターネット接続回線	134件
5	フリーローン・サラ金	110件

上位5項目



相談事例 ～災害に便乗したトラブル～

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。

ケース1 事業者が突然訪問してきて…

業者の訪問があり、「地震で屋根が壊れている。すぐに修理した方が良い。保険が使えるので負担はない。」と言われ、契約した。しかし、契約書をよく読むと業者に高額な手数料を支払うことになっていた。



- 「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 保険の適用対象となるか、申請はどのようにするのかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。

ケース2 チラシの事業者修理依頼をすると…

地震で屋根が破損したので、手元にあったチラシの事業者に電話したところ、修理費用が高額だったが、雨漏りで困っていたため慌てて契約してしまった。



- 複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。
- 安心して依頼できる事業者について、日ごろから情報を集めておくことも大切です。



知っていますか？困ったときの「^{い や や}188」！

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか？

消費者ホットライン「188（局番なし）」は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内してくれます。

※通話料金は、最寄りの相談窓口につながった時点からかかります。相談は無料です。

^{い や や}「188」にダイヤルすれば全国どこからでもつながるよ！



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン



成年年齢が 18 歳になりました！

約 140 年ぶりに成年年齢の定義が見直され、令和 4 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引下げられました。18 歳から大人になって、何が変わったのか、私たちの暮らしにどのような影響がもたらされたのか、改めてポイントを見直しましょう！

18歳になったらできること

- ◆ 契約（親の同意なし）
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードを作る など
- ◆ 結婚
男女ともに 18 歳から結婚可能 など

20歳にならないとできないこと

- ◆ 飲酒
- ◆ 喫煙
- ◆ 競馬、競輪、オートレース、
競艇の投票券（馬券など）を買う
- ◆ 大型・中型自動車運転免許の取得
※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18 歳以上」で取得可能

成年になって結んだ契約は、未成年者取消権の行使ができません。

大人になるとできることが増える分、責任も生じることとなります。消費者トラブルに巻き込まれないような「賢い消費者」、また人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。

このようなことについて、周囲の大人も含め、改めて考えるとともに、より良い消費行動につなげていきましょう。

困ったときは ひとりで悩まずすぐ相談！
福島県消費生活センター 024-521-0999



LINE 公式アカウント みんなに知ってほしいことを月イチ配信！

県消費生活センターでは、民法の成年年齢引下げを踏まえ、若年者の消費者被害防止を図ることなどを目的として、LINE 公式アカウントを活用した情報を毎月発信しています。

ぜひ友だち登録をお願いします！

友だち登録方法（どちらか選んでください）

- ① 右のQRコードをスマートフォンで読み取る
- ② LINE の ID 検索欄で「@930esdof」を検索



友達登録よろしくっ♪



出前講座のご案内

県消費生活センター・福島県金融広報委員会では、出前講座を無料で実施しています。
日時、内容など、まずはお電話でお気軽にご相談ください！

出前講座問い合わせ Tel 024-521-7736 まで

【テーマ例】 悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル、消費者問題、食品関係、金融・経済、生活設計、金銭教育、相続・法律関係など

【派遣先】 公民館、老人会、民生児童委員協議会、学校、各種学習会など

【講師】 県消費生活相談員、金融広報アドバイザー(ファイナンシャルプランナー、司法書士等) など

【申込先】 県消費生活センター(消費生活課) FAX 024-521-7982
※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。



消費生活審議会委員公募のお知らせ

県民の幅広い意見を県政に反映させることを目的とし、県民の消費生活の安定と向上を図る施策の策定及び実施に関する基本的事項を調査審議する福島県消費生活審議会委員を募集します。

※ 詳細は、県消費生活センターのホームページをご覧ください。

☆募集人員 2名

☆募集期間

令和4年5月27日(金)～6月27日(月)

☆応募資格

次の条件を満たす満20歳以上の方

(1)消費者問題に関心のある方

(2)県内在住、在勤又は在学の方

(3)年2回程度開催される審議会に出席できる方



消費生活無料法律相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー(FP)による生活再建等相談】を定期的実施しています。

相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

県消費生活センター 024-521-0999

県中地方振興局 024-935-1295

県南地方振興局 0248-23-1548

会津地方振興局 0242-29-5295



相談窓口